

教育民生常任委員会資料

令和5年12月15日

種別	説明事項	所管課	ページ番号
報告	令和7年度に向けた交通再編について	企画政策課	・・・ 1
報告	台中市日南国民中学校との交流事業について	企画政策課 教育総務課	・・・ 4
報告	ごみ分別回収の実証実験について	町民生活課	・・・ 6
報告	病後児保育事業の実施施設の変更について	子育て応援課	・・・ 8
報告	第4期健康ことうら計画の策定状況について	すこやか健康課	・・・ 9
報告	第9期琴浦町介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定状況について	すこやか健康課	・・・ 11
報告	第3次琴浦町子ども読書活動推進計画(案)への意見募集について	社会教育課	・・・ 13
報告	琴浦町人権施策基本方針の改訂について	人権・同和教育課	・・・ 15

## 1 概要

令和7年4月からの交通再編にあたり、第2回琴浦町地域交通再編検討委員会を開催し、具体的な再編案について協議、承認された。

今後は、再編にあたり影響が生じる関係地区への説明会や利用者意見の聴取等を行い、内容の精査を行う。

## 2 第2回地域交通再編検討委員会（○：委員長）

### ①参加者

学識経験者 ○米子高専 加藤教授、鳥取大学 谷本教授※欠席

交通事業者 日ノ丸自動車、(株)田中商店、安田地域づくり協議会

地域関係者 古布庄まちづくり協議会、以西地区振興協議会、上郷地区公民館

関係機関 鳥取運輸支局、県交通政策課

町 副町長、教育総務課、企画政策課

### ②開催日時 令和5年11月17日（金）14～16時

### ③その他 会議結果、資料等は町ホームページにて公開

## 3 利用実績から見える現状と課題

- ・ 小中学校の登下校、一般利用のため、朝6台の運行が必須。
- ・ 琴浦海岸線は、年間を通じて継続したバス利用がある。
- ・ 船上山線、野井倉線は、平日、土日祝日を通じて午前中にバス利用が多い。
- ・ 上法万線は、平日の午前中にバス利用が多い。
- ・ 福永線は、小中学生の登下校便以外は、全便で平均2.0人未満であり、R4再編方針より減便対象として検討。

## 4 交通再編の方針

**利用者のニーズに合わせた便利な交通**

+

**効率的な運行による持続可能な交通**

再編の  
コンセプト

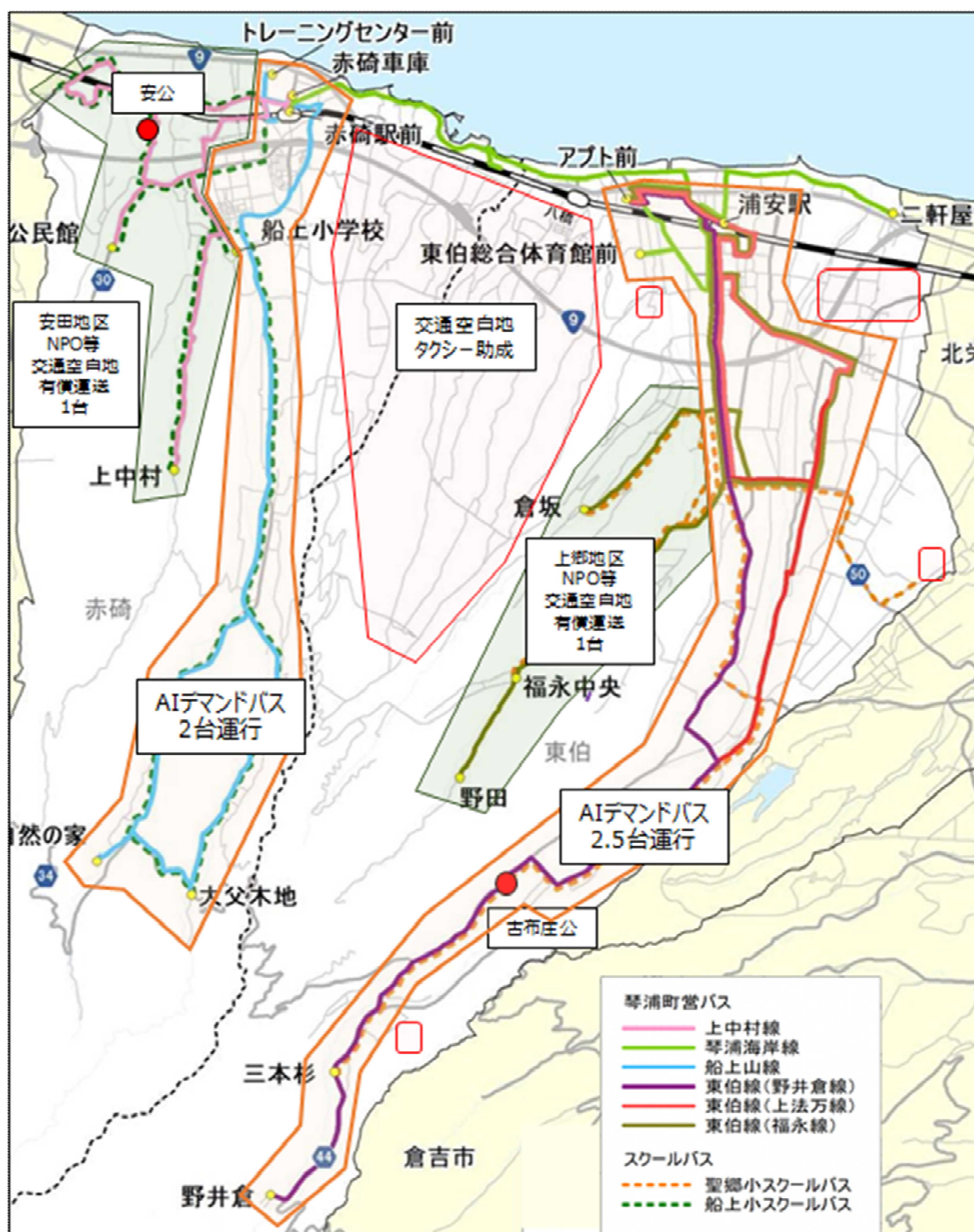
中心部における乗合交通と中山間部における  
個別輸送をつなぐ交通ネットワークの構築

+

DX  
(デジタル活用)

## 5 交通再編の概要

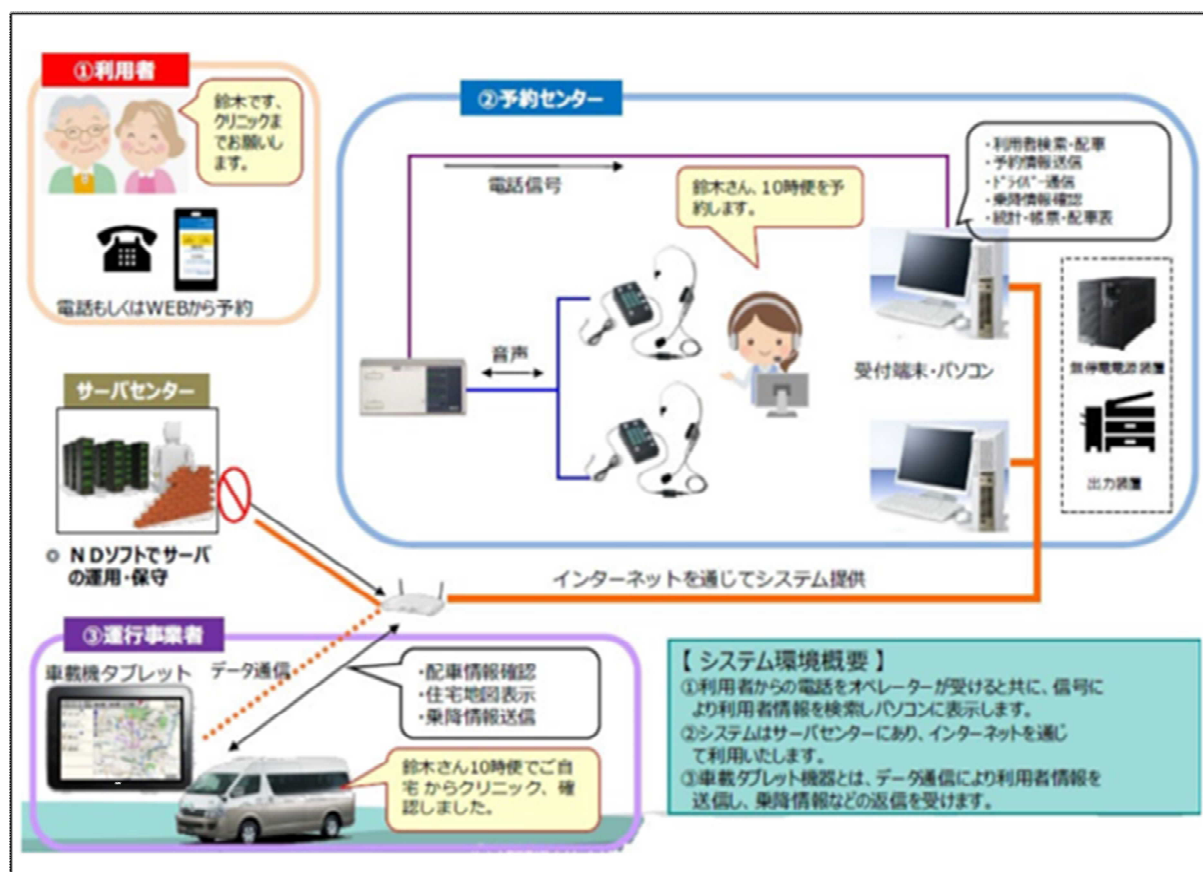
- ① 福永線（上郷・倉坂地区）は、朝夕以外の日中を **NPO 等交通空白地有償運送または交通空白地タクシー助成に転換**（通学時を除く全便で平均 2.0 人/日・便未満）
- ② 船上山線、野井倉線、上法万線区域にバス車両による **AI デマンドシステムを導入**、空車を生じないニーズに合わせた効率的な運行を実施。アプリ、電話による予約に対応。
- ③ **タクシー助成制度の拡充検討**（現行制度では距離に応じて自己負担が大きくなる）
- ④ 琴浦海岸線は、日中（8 時～16 時）を定時定路線のバスで運行継続
- ⑤ 登校時、下校時はスクールバスを運行（登校時：混乗バス、下校時：専用バス）
- ⑥ 上中村線（安田・中村）の日中は、NPO 等交通空白地有償運送を継続
- ⑦ **運行管理体制の一元化**（デマンド交通導入に伴う予約、配車等管理上一元化が必要）



## 【AI デマンドバス（導入案）の概要】

- AI デマンドバス（利用者の予約に応じて、AI が経路を選び走行する乗合のデマンド型交通）を運行し、生活や観光移動の利便性向上や、現在運行している町営バス・スクールバスとの役割分担（終日の定時定路線運行から朝・夕の通勤・通学時間帯のみの運行とする）による効率的な運行と経費の節減を図る。
- 現在のバス停に加え、乗降ポイントを集落内や駅周辺の公共施設、金融機関、病院、スーパー等を設定することで自宅近くから目的地まで乗り換えなしでの移動を可能とする。

## ○システム図



## ○具体サービス

- オンライン（公式 LINE、アプリ等）で、いつでも予約可能。電話予約にも対応（8～17時）
- 予約に応じた区域運行により、最寄りの乗降ポイントから目的地の乗降ポイントまで乗り換えなしで移動
- 発車時刻を指定することで、乗合率を向上させ、効率的な運行を実施
- AIによる最適なルート選定を行うため、無駄のない配車により、運行経費を削減し、持続可能な運行体制を確保
- 発車時間を増便し、利便性向上による公共交通の満足度を高める

## ○導入経費等（現在事業者ヒアリング中）

- R6 年度システム導入経費 500～1,000 万円程度（機能により差が生じる）
- R7 年度以降システム利用料 300 万円程度

## 台中市日南国民中学校来訪について（報告）

企画政策課  
教育総務課

### 1 来訪日程等

目的	東伯・赤碕中と日南中学校の相互交流事業に向けての現地視察・協議
日付	2023年11月30日（木）～12月2日（土）
来訪者	台中市日南国民中学校 鄭校長、呉主任
応対者	町長、副町長、教育長、東伯中校長、赤碕中校長、 教育総務課、企画政策課
内容	11/30 移動（台中市⇒桃園空港～岡山空港⇒琴浦町） 12/1 会議、各中学校視察、町内視察（大山乳業、河本家住宅） 12/2 町内視察（塩谷定好写真記念館、物産館ことうら） 移動（琴浦町⇒岡山空港～桃園空港⇒台中市）

### 2 中学生相互交流事業の内容（概要）

#### （1）協定の締結について

- ① 相互交流事業実施にあたり、学校間の交流協定を締結
- ② 協定期間 2024年8月（琴浦町訪問時に日南国民中学校にて締結）

#### （2）相互交流事業について

- ① 実施時期（4泊5日）  
東伯・赤碕中学校⇒日南国民中学校 2024年7月31日（水）～8月4日（日）  
日南国民中学校⇒東伯・赤碕中学校 2025年2月12日（水）～2月16日（日）
- ② 参加人数 中学生12人程度、同行職員3人程度  
初回訪問時は協定締結があるので増員見込み
- ③ 費用負担の考え方  
訪問団が相手の中学校に到着するまで、又は出発した後の日程に関する経費は、訪問側の負担。中学校に到着後から出発するまでの学校交流期間中に発生する経費は、受入れ側の負担。ただし、同行職員の宿泊費は、訪問側が負担。



鄭校長、呉主任による表敬訪問



東伯中学校 学校視察の様子



### 3 中学生相互交流事業計画（案）

#### （1）スケジュール

- R6 1月 募集要項作成  
派遣生徒募集開始
- 3月 派遣生徒決定
- 4月 業者選定（4/4 入札）  
生徒派遣保護者説明会①
- 5月 語学講座（派遣までに6回程度実施予定）  
本町や学校のPRスライド等の作成
- 7月 生徒派遣保護者説明会②  
台中市日南国民中学校へ生徒派遣（7/31～8/4）
- 9月 校内報告会（各校）
- 11月 ホームステイ受入保護者説明会
- 12月 学校での受入れ準備開始
- R7 2月 台中市日南国民中学校からの生徒受け入れ（2/12～2/16）

#### （2）予算措置

令和6年度当初予算計上予定

- ・生徒・随員等派遣旅費
- ・ホームステイ受入れ経費
- ・通訳等経費
- ・その他

# ごみ分別回収の実証実験について

町民生活課

## 1 趣旨

生ごみとプラスチックごみの分別回収に係る実証実験を7月から8月まで実施し、5集落が取組んだ。実証結果を踏まえて、次年度以降の分別回収に関する施策を展開する。

## 2 経過

- 令和5年4月～6月 実証実験の参画集落を募集・事業説明
- 6月～ 収集業者や搬出先（JA・リサイクル事業者）との調整
- 7月～8月 実証実験の実施・堆肥化作業開始
- 9月～ 参画集落からの意見集約、プラごみの再生処理に関する調整
- 11月～12月 堆肥の圃場散布・プラごみの再生処理

## 3 実施結果

### (1) 実証実験結果の概要

参画集落名 (地区名)	参画世帯 /全体世帯数 (参画人数)	収集日		収集 箇所数	実験 開始日	生ごみ 収集量 (kg)	プラごみ 収集量 (kg)
		生ごみ	プラ				
宮木 (以西)	14/19 (33)	月・木	月	1	7/3	321.0	360
国主 (成美)	13/19 (29)	月・木	月	1	7/3	577.2	
梅田 (安田)	11/14 (30)	水・土	水	1	7/5	232.9	
下伊勢東 (浦安)	11/55 (44)	火・金	火	2	7/11	203.6	
湯坂 (安田)	27/39 (84)	水・土	水	2	7/19	566.0	
計	76/146 (220)			7		1,900.7	360

### (2) 実証実験によるリサイクルの内容

- ◇生ごみ — 家畜の糞尿約30tに対して生ごみ1.9tを投入し、約20tの堆肥が完成。
- ◇プラごみ — 360kgを再生処理し、180kgが原料化された。残り180kgは再生処理の工程で生じる残渣として処分。

## (2) 回収の流れ

### <生ごみ>



### <プラごみ>



## (3) 参画した方から集約した意見（抜粋）

- 夏場で果物の皮など多く出る時期なので助かった。
- 初めて分別したが、プラごみを分別して出すことで可燃ごみの量が減った。
- プラごみの回収はこれからも続けてほしい。
- 非常に有意義で前向きな取組で、ごみに対する意識が高くなった。
- ▲夏の暑い時期に生ごみをためておけば、臭いも出て大変だった。水切りも大変。
- ▲生ごみを置いておくと、臭いが出たり虫がわいたりするので家での保管方法が課題。
- ▲人の家の生ごみが入っているバケツに生ごみを入れるのは抵抗があった。

## 4 今後の方向性と課題

区分	方向性	課題
生ごみ	供給先を検討するため、生ごみ堆肥化の試験研究を継続する	①収集回数（週2回→3回）・車両等体制の検討 ②堆肥施設のハード面整備（破砕機・重量計など） ③家畜糞尿との比率や成分を検証するとともに、供給先を検討
プラごみ	令和7年4月からプラごみの一括回収を開始する	①仮置き、ベール化など収集・運搬体制の整備 ②住民への周知 ③再生処理に向けた事務手続き



## 病後児保育事業の実施施設の変更について

子育て応援課

### 1 趣旨

みどり保育園で実施している病後児保育事業が令和5年度末で廃止となるため、令和6年度より、鳥取県中部定住自立圏計画に基づき、倉吉市が実施する病後児保育を利用する。

### 2 経過

病後児保育事業を実施している（一財）みどり保育園より、職員（看護師・保育士）不足のため事業の継続が難しいとの理由から、令和5年度末で病後児保育事業を廃止するとの申し出があり、事業の委託先を検討していた。

### 3 委託先等

- (1) 委託先  
倉吉市
- (2) 委託料  
中部1市4町の対象施設の在籍数と利用者数を案分し負担額を決定
- (3) 変更時期  
令和6年4月1日

### 4 病後児保育実施施設の概要

- (1) 実施施設  
病後児保育施設「すくすく園」（野島病院内）
- (2) 利用対象  
中部1市4町に在住する、認定こども園・保育園等に通っている乳幼児ならびに小学校1年生から3年生の児童
- (3) 利用定員  
6名
- (4) 利用料金  
500円/日（生活保護世帯、住民税非課税世帯は無料）

### 5 今後の予定

実施施設の変更について、町報やホームページ、子育て応援ガイドブック等により周知を行う。

## 第4期 健康ことうら計画の策定状況について

すこやか健康課

第4期計画の策定状況について、次のとおり報告するもの。

### 1 計画の期間

令和6年度～令和11年度（6年間）

### 2 策定委員会の構成（敬称略 15名）

町内医師、町内歯科医師、食生活改善推進員連絡協議会、PTA連合協議会、スポーツ推進委員会、商工会、女性団体連絡協議会、国保運営協議会、高齢者クラブ連合会、各地区公民館長代表、倉吉保健所、小中学校養護教諭代表、行政（副町長、こども園・保育園、教育総務課）

### 3 計画の概要【次ページ：体系図】

#### （1）趣旨

健康増進法第8条の規定に基づく市町村計画。第3期計画が本年度末をもって終期を迎えることから、国及び県の指針や動向を踏まえ策定するもの。個人・家庭、地域・団体、行政が連携して町民一人一人の健康づくりを総合的に推進する。

#### （2）方針

○将来像「誰もが生きがいをもって輝けるまち」

【琴浦まちづくりビジョン 健康・福祉・社会参加より】

誰もが生きがいを持って健康に暮らすことのできるまちづくりを目指す。

○計画目標「健康寿命1歳延伸」

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間を可能な限り長くし、すべての町民がこころ豊かに充実した生活を過ごすことができるよう、健康寿命1歳延伸を目指す。

（第3期計画における健康寿命の状況）

令和4年度時点	目標	実績	評価
男性	77.47歳	77.64歳	+1.17歳 達成
女性	82.95歳	82.70歳	+0.75歳 未達成

○取組の方向性

①生活習慣病の発生予防

②生活習慣病の早期発見、早期治療及び重症化予防

③健康増進のための基盤の整備

年代別の包括的健康支援・ICTの利活用

### 4 策定委員会の開催状況

第1回 9月21日（木）、第2回 11月30日（木）

### 5 今後の予定

12月 第3回委員会

1月 パブリックコメント

将来像  
(目指す姿)

誰もが生きがいをもって輝けるまち

計画目標

健康寿命1歳延伸

取組の  
方向性

1

生活習慣病の  
発生予防

- ①よい食習慣の定着
- ②運動習慣の定着
- ③こころの健康づくり
- ④歯と口の健康づくり
- ⑤喫煙対策
- ⑥飲酒対策

2

生活習慣病の早期発見  
早期治療・重症化予防

健康診査・がん検診  
及び疾病の重症化予防

重点

3

健康増進のための  
基盤の整備

健康経営の推進

年代別の包括的健康支援・ICTの利活用

## 第9期琴浦町介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定状況について

すこやか健康課

第9期琴浦町介護保険事業計画・高齢者福祉計画の策定状況について、次のとおり報告するもの。

### 1 計画の期間

令和6年度～令和8年度（3年間）

### 2 策定委員会の構成（敬称略 16名）

琴浦町医師会、健康づくり推進委員会、民生児童委員会、社会福祉協議会、(社)立石会、(社)赤碕福祉会、女性団体連絡協議会、国保運営協議会、高齢者クラブ連合会、第1号被保険者（2名）、第3号被保険者、倉吉保健所、行政（副町長、税務課）

### 3 計画の概要【次ページ：体系図】

#### (1) 趣旨

介護保険法第117条の規定に基づく3年間の1期とする介護保険事業計画。国及び県の指針や動向を踏まえるとともに、高齢者が住みなれた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護サービスの確保、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援を包括的に実施する。

#### (2) 方針

- 基本理念「誰もが生きがいをもち住みなれた地域で暮らせる共生のまち」  
「琴浦まちづくりビジョン」を踏まえ、誰もが生きがいをもち、住みなれた地域で共生して暮らせるまちづくりを目指す。
- 計画目標「生きがいをもって暮らしている人の割合の維持・上昇」  
【R2年度】一般高齢者 85.4% 要支援認定者 61.1%
- 取組の方向性
  - ①地域包括ケアシステムの深化・推進と地域共生社会の実現
  - ②認知症施策・介護予防の推進
  - ③介護サービスの充実・向上と介護給付等の適正化

### 4 策定委員会の開催状況

第1回 10月20日（金）、第2回 12月6日（水）

### 5 今後の予定

- 1月 第3回委員会  
※国からの新たな介護報酬提示に合わせ、介護保険料を協議
- 2月 パブリックコメント

## 施策の体系

### 基本理念

誰もが生きがいをもち住みなれた地域で暮らせる共生のまち

### 計画目標

生きがいをもって暮らしている人の割合の維持・上昇

一般高齢者 85.4% 要支援認定者 61.1%

(※令和2年8月琴浦町介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果報告書)

### 目標 1

地域包括ケアシステムの深化・推進と地域共生社会の実現

- (1) 地域包括支援センターの体制強化
- (2) 在宅医療・介護連携の強化
- (3) 地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進
- (4) 包括ケアシステムを支える人材確保とケアマネジメントの質の向上
- (5) 高齢者虐待防止対策の推進

### 目標 2

認知症施策・介護予防の推進

- (1) 認知症施策の推進
- (2) 介護予防事業
- (3) 地域リハビリテーション活動支援事業
- (4) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
- (5) 保険者機能強化推進交付金等を活用した施策

### 目標 3

介護サービスの充実・向上と介護給付等の適正化

- (1) 介護サービス基盤の計画的な整備・在宅サービスの充実
- (2) 高齢者の住まいの確保
- (3) 災害、感染症に対する備え
- (4) 介護給付の適正化



## 第3次琴浦町子ども読書活動推進計画(案)への意見募集について

社会教育課

### 1 趣旨

子どもたちを取り巻く環境が大きく変化している中でも、自ら進んで読書活動を行うことができるよう、読書の機会の充実や読書環境の整備、推進を図っていくため、第3次計画を策定します。策定に伴い、計画案に対する町民の意見募集を行います。

### 2 経過

平成13年12月「子どもの読書活動の推進に関する法律」制定

平成23年3月「琴浦町子ども読書活動推進計画」策定

平成29年3月「第2次琴浦町子ども読書活動推進計画」策定

### 3 実施概要

#### (1) 計画(案)閲覧方法

- ・町ホームページ <http://www.town.kotoura.tottori.jp/>
- ・図書館ホームページ <https://www.town.kotoura.tottori.jp/lib-manabi/>
- ・まなびタウンとうはく、総務課(本庁舎)、分庁総合窓口係(分庁舎)

#### (2) 応募資格

- ・町内に住所を有する方
- ・町内に事業所又は事務所を有している方
- ・町内に通勤又は通学している方
- ・本庁に対して納税義務を有する方

#### (3) 提出方法 郵便、ファクシミリ、電子メール、直接持参

#### (4) 募集期間 令和5年12月6日(水)～12月26日(火)

#### (5) 提出・問い合わせ先 琴浦町図書館本館

### 4 今後のスケジュール(案)

令和6年1月 パブリックコメント実施結果報告

第3次子ども読書活動推進計画策定委員会(第3回)

3月 本計画策定

### 5 第3次琴浦町子ども読書活動推進計画(案)【概要】

●別添のとおり

# 第3次琴浦町子ども読書活動推進計画(案)【概要】

**目的** 子どもが「本と出会い、読書を楽しむ」きっかけをつくるとともに、すべての子どもが、あらゆる機会とあらゆる場所において、自ら進んで読書活動を行うことができる環境の整備を推進すること

**期間** 令和6(2024)年度から5年間

**対象** おおむね18歳以下のすべての子ども  
子どもに関わる家庭・地域・学校などの  
町民及び諸団体

## 主な課題

○学年が上がるほど、読書が「好き」「どちらかというが好き」と回答した児童生徒が**減少**  
不読率(1ヶ月に1冊も本を読まない割合)が**増加**  
学校以外で平日1日に10分以上読書をする割合が**減少**

(出典:子どもの読書活動に関するアンケート/琴浦町教育委員会)

## これまでの経過

●…国 ○…琴浦町

- 平成13年12月「子どもの読書活動の推進に関する法律」制定
- 平成23年3月「琴浦町子ども読書活動推進計画」策定
- 平成29年3月「第2次琴浦町子ども読書活動推進計画」策定

## 4つの基本方針と取組の方向性

### 1. 子どもが読書に親しむための機会の提供と充実

#### ○家庭における子どもの読書活動の推進

- ・ブックスタート事業、フォローアップ事業の継続実施
- ・絵本から読みものへの移行支援【新】

#### ○地域における子どもの読書活動の推進

- ・多様な分野の本の資料充実
- ・施設見学、職場体験等図書館を知り関心を高める取組
- ・中高生の意見を取り入れた棚づくり【新】

#### ○こども園・保育園における読書活動の推進

- ・保育活動の中に読み聞かせを取り入れ、絵本の楽しさの共有
- ・家庭での読み聞かせの推進

#### ○学校・学校図書館における子どもの読書活動の推進

- ・読書の幅を広げ、質を高める取組の充実
- ・図書委員などによる児童生徒の自主的な読書活動啓発の推進

#### ○特別な支援が必要な子どもへの読書活動の推進【新】

- ・すべての子どもが読書に親しめる多様な資料の収集
- ・関係機関や団体と連携し、支援体制の整備
- ・読書バリアフリーに関する研修の実施

### 4. 子どもの読書活動推進についての啓発・広報

- ・効果的な広報の実施
- ・あらゆる機会を捉えた読書活動推進の啓発
- ・電子メディアとの適正なつきあい方について啓発【新】

### 2. 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実

#### ○図書館の整備・充実

- ・発達段階に応じた良質な図書の選択、収集、提供
- ・多様な言語や文化に触れられる機会の提供【新】
- ・学習コーナーなどの整備充実による居場所づくり

#### ○こども園・保育園の整備・充実

- ・楽しんで本にふれる環境づくり
- ・図書館と連携した読書活動に関する研修の実施【新】

#### ○学校図書館の整備・充実

- ・掲示などの環境整備や特集コーナーの継続実施
- ・子どもたちにとって居心地のよい学校図書館づくり
- ・読書のバリアフリーに配慮した資料の提供【新】
- ・図書館と学校図書館の情報共有、連携の継続
- ・ICTを活用した取組をサポートできるよう、職員研修の実施【新】

### 3. 子どもの読書活動を支える人の育成

#### ○職員の育成

- ・職員の資質向上
- ・研修へ参加しやすい環境の整備

#### ○読書ボランティアへの支援

- ・読書ボランティアのネットワークづくり
- ・読書活動に関する講座や研修の実施
- ・新たな人材の発掘

## 1 概要

町では「人権尊重の社会づくり条例」に基づく人権施策基本方針をもとに、各分野の具体的な取り組みを示す実施計画を策定し、あらゆる人権に関する課題に取り組み、人権が尊重されるまちづくりを総合的かつ計画的に推進していくことをめざしている。

実施計画の策定について昨年度から取り組んでいたが、令和5年3月に実施したパブリックコメントで多数の意見が出されたため、今年度も策定作業を行いこのたび実施計画も含め、人権施策基本方針全体の改訂を行った。

## 2 今年度の取り組み

### (1) 人権尊重の社会づくり審議会の開催

第1回 7月28日

町人権施策基本方針改訂の趣旨について

第1章「基本的な考え方」及び「町人権施策基本方針体系図」(案)について

第2回 9月5日

第2章「人権施策の推進方針」及び「相談支援体制体系図」(案)について

第3回 9月25日

第3章「分野別施策の推進」(案)について

第4回 10月3日

第4章「具体的な取り組み(実施計画)」(案)について

第5回 11月1日

町人権施策基本方針改訂(全体案)について

第6回 11月30日

パブリックコメントで出された意見・質問を踏まえた改訂修正(案)について

### (2) 庁内チーム会議の開催

第1回 6月30日 基本方針体系図の各人権課題の推進方針の検討

第2回 9月8日 第1章から第3章の内容の確認及び第4章各課事業の集約

第3回 10月10日 基本方針全体案についての確認作業

### (3) 有識者による助言

大東文化大学 一盛教授とリモート協議 2回実施(8月24日、10月18日)

### (4) パブリックコメントの実施

令和5年3月に実施したパブリックコメントで出された意見(12人、50件)を踏まえ再度パブリックコメントを実施。

・意見募集期間 11月7日から11月27日まで実施

・意見提出状況 6人(34件)

### (5) 諮問・答申の実施

諮問(11月1日)、答申(12月13日)

### 基本方針改訂の趣旨

町では「琴浦町人権尊重の社会づくり条例」に基づき、令和3年度に町の人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる方針を示した「琴浦町人権施策基本方針」を策定しました。

このたび、基本方針を具体化し、取り組むべき人権施策関連事業を推進するために、それぞれの人権課題に対する具体的な事業等について、基本方針の第4章に「具体的な取り組み（実施計画）」として追加しました。併せて第1章～第3章の内容についても、新たに顕在化した人権課題や法律等の整備状況を踏まえ見直しを行いました。

### 第1章 基本的な考え方

#### ●人権施策基本方針の位置づけ

「琴浦町人権施策基本方針」は、本町の人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる方針を示すものです。

#### ●人権尊重の基本理念

**基本理念:『一人ひとりが尊重され、心豊かにつながりあうまちづくり』**

学校、家庭、地域、企業・職場などさまざまな場面を通じて教育及び啓発の推進を図るとともに、各人権課題について、相談・支援の充実、社会参画の推進、雇用・就労の促進、社会福祉の増進等、さまざまな施策を通して、「誰もが個人として等しく尊重され、多様性を認め合う差別のない社会の実現」「自己の能力が発揮でき、生きがいのある人生を創造できる社会の実現」「誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現」に向けて取り組みます。

#### ●計画期間

令和5（2023）年度から令和9（2027）年度の5年間とし、その後は原則として5年毎に計画の見直しを行います。

#### ●推進体制

「町人権尊重の社会づくり審議会」において、毎年事業の実施状況や進捗状況等について、点検・評価を行い、その結果を以後の施策に反映させていくPDCAサイクルを推進します。

### 第2章 人権施策の推進方針

#### 1 協働による人権尊重のまちづくり

- ・町の責務、町民の役割、事業者の役割

#### 2 人権・同和教育、啓発の推進

- ・就学前、学校、地域、家庭、企業等における人権・同和教育、啓発の推進

#### 3 推進体制の確立・調査の実施

- ・人権の視点に立った行政の推進及び職員の資質向上
- ・国、県、関係団体等との連携及び推進体制の充実
- ・意識調査等の実施及び活用

#### 4 相談支援の充実

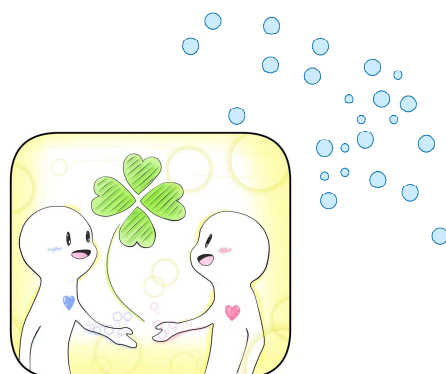
- ・国、県と連携した相談支援体制の充実
- ・地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制の整備

#### 5 差別事象への対応

- ・「琴浦町差別事象等対応マニュアル」に基づく速やかな対応

#### 6 ユニバーサルデザインの視点に立った施策の推進

- ・教育・啓発の推進
- ・ユニバーサルデザインの推進



### 第3章 分野別施策の方針

国が掲げる17項目の人権課題を基本に、それぞれの人権課題の現状と課題、施策の基本的方向について明記しました。

#### 1 男女共同参画に関する人権

- (1) 男女共同参画への理解促進
- (2) 誰もが活躍できる環境づくりの推進
- (3) 誰もが安心して暮らせる地域社会づくりの推進

#### 2 子どもの人権

- (1) 子どもの健全育成の推進
- (2) 発達支援・特別支援教育の充実
- (3) いじめ、不登校等に対する施策
- (4) 児童虐待防止への取り組み
- (5) 子どもの貧困対策
- (6) 子どもの権利・意見の尊重

#### 3 高齢者の人権

- (1) 社会参加、自立、生きがいづくり
- (2) 福祉・介護サービスの充実
- (3) 権利擁護体制の充実
- (4) 高齢者が安心して暮らし続けられるまちづくり

#### 4 障がいのある人の人権

- (1) 障がいのある人への理解
- (2) 地域生活への支援の充実
- (3) 雇用・就労の支援と社会参加の推進
- (4) 障がいのある人が安心して暮らし続けられるまちづくり

#### 5 部落問題

- (1) 部落問題の正しい理解
- (2) 発達段階に応じた教育・啓発の推進
- (3) 文化センター事業の取り組み
- (4) 差別の解消に向けた取り組み

#### 6 アイヌ民族の人権

アイヌの人々に対する理解

#### 7 外国にルーツがある人の人権

- (1) 国際理解・交流の推進
- (2) 生活情報提供・相談支援体制の充実
- (3) 社会参画の推進

#### 8 病気にかかわる人の人権

- (1) 病気に対する正しい知識の普及啓発
- (2) 病気にかかわる人の人権を守る取り組み
- (3) 認知症関連施策の充実

#### 9 刑を終えて出所した人の人権

更生・社会復帰に向けた取り組み

#### 10 犯罪被害者等の人権

- (1) 犯罪被害者等への理解の推進
- (2) 犯罪被害者等に対する支援の推進

#### 11 インターネットにおける人権

- (1) ネットにおける人権の教育・啓発
- (2) 被害者等への相談支援の推進

#### 12 北朝鮮当局による拉致問題等

国・県と連携した広報・啓発の推進

#### 13 生活困窮者の人権

- (1) 自立に向けた支援の推進
- (2) 生活困窮者の人権に関する教育・啓発

#### 14 性的マイノリティの人権

- (1) 性的マイノリティに関する教育・啓発
- (2) 「とっとり安心ファミリーシップ制度」を活用した行政サービスの提供
- (3) 相談支援体制の充実

#### 15 災害等に起因する人権

- (1) 要支援者及び被災者への支援体制等の強化
- (2) 適切な情報提供及び教育・啓発

#### 16 個人情報の保護

個人情報保護の推進

#### 17 その他の人権課題、新たな人権問題

新たな人権課題等に対する取り組みの推進

### 第4章 具体的な取り組み（実施計画）

各人権課題の施策の基本的方向を推進するための具体的な取り組みを記載しました。実施計画は、毎年取りまとめを行い、琴浦町人権尊重の社会づくり審議会で各事業の実施状況や進捗状況について、点検・評価をおこない、その結果を以後の施策に反映させていきます。